

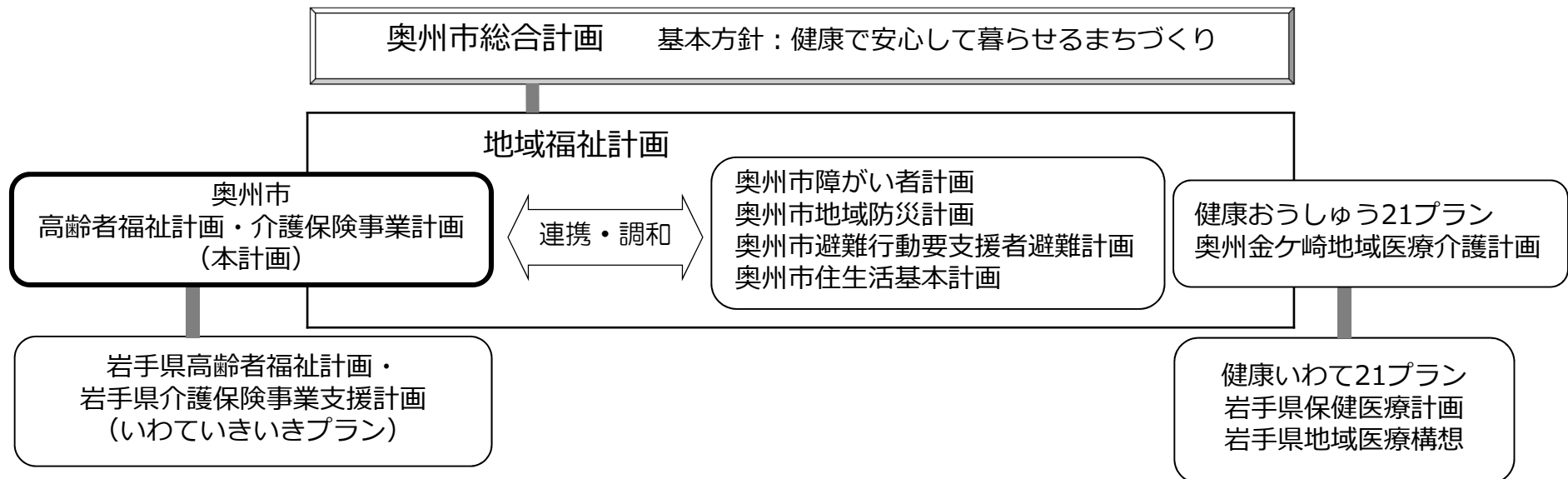
第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が重層的・包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築をより深化・推進し、地域共生社会の実現による高齢者福祉のさらなる充実を図ります。

2 計画の位置づけ

介護分野も高齢者福祉の重要な一部を担い、密接な関係にあることから、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の8）と、介護保険事業を運営するための介護保険事業計画（介護保険法第117条）を一体的に策定し、福祉分野の各計画、医療分野や健康分野を担う諸計画とも連携・調和を図り、医療及び介護の総合的な確保の実現に努めます。



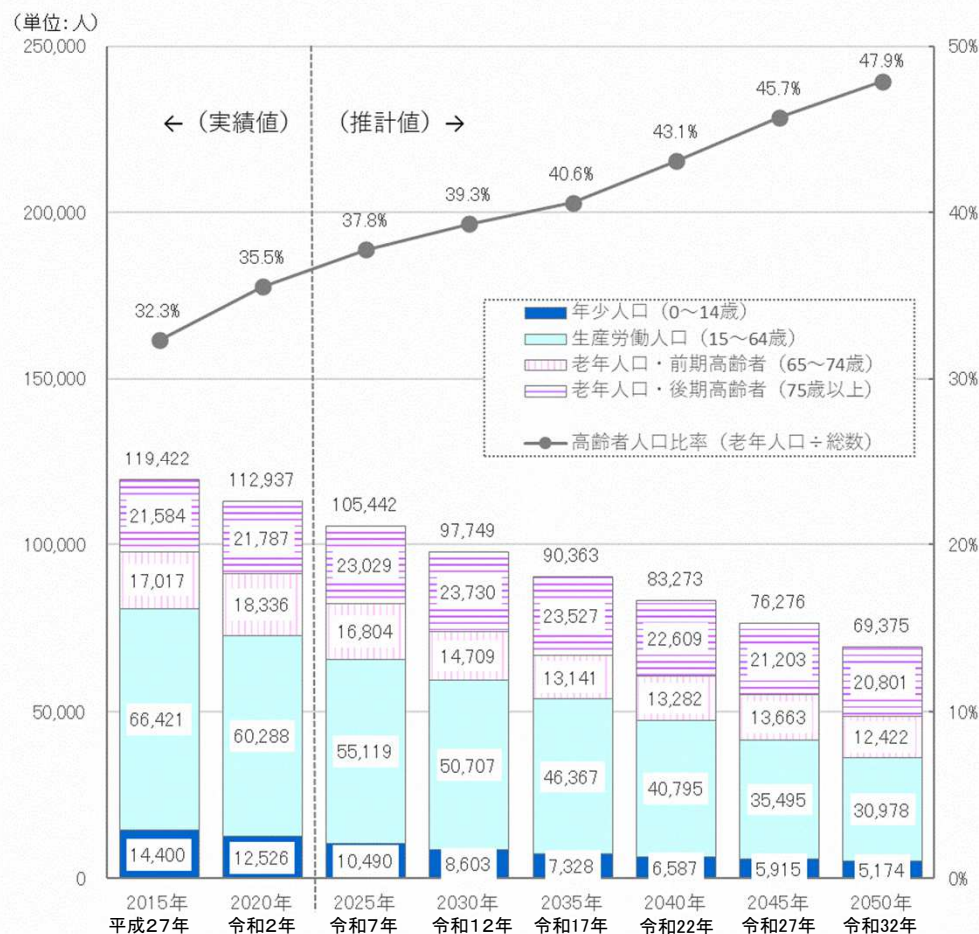
3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年

第2章 高齢者等の状況

1 人口の推移

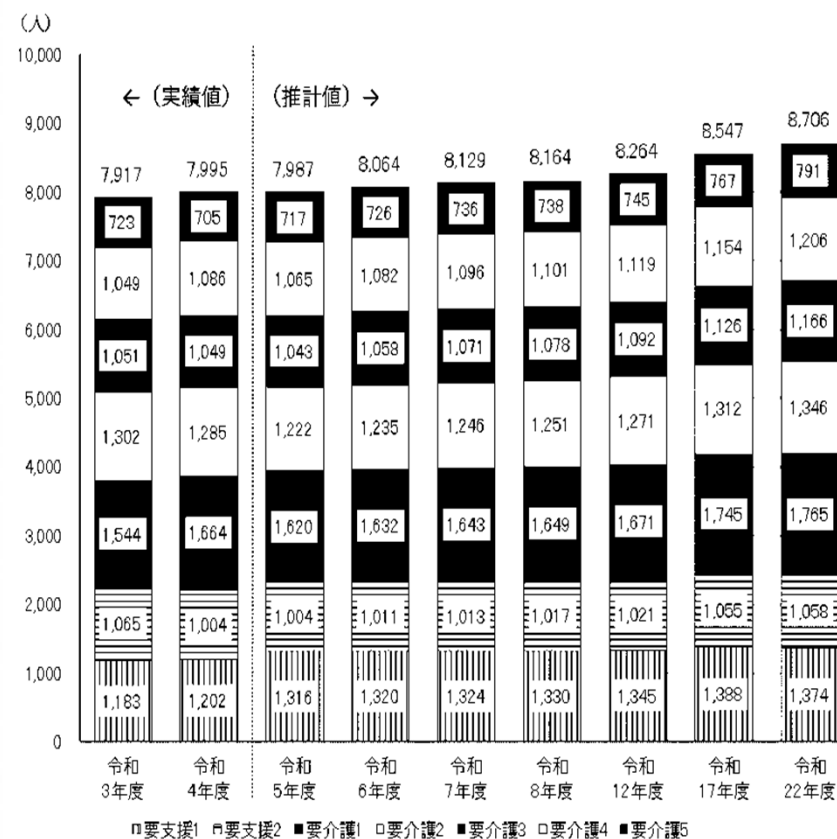
国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、2035年には高齢者人口比率は4割を超え、人口の5人に2人は高齢者となることが想定され、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者人口比率は43.1%と、ますます少子高齢化が進む見通しとなっています。



2 要支援・要介護者の状況

令和4年度の要支援・要介護認定者は、全体で7,995人となっています。要介護度別にみると、要支援者は2,206人で全体の27.6%、要介護4・5の重度者は1,791人で22.4%となっています。

認定者数の今後の見通しについては、第9期中には認定者数が8,000人を超え、令和22（2040）年度には、8,706人となるが見込まれています。



1 計画の基本理念

総合計画の基本施策、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の基本理念を継承し、「健康で安心して暮らせるまちづくり」を掲げます。

地域住民、関係団体、行政などが連携し、地域ぐるみでの見守りや生活支援など包括的で重層的な支援体制の整備を進め、地域の実情に応じて取り組みをデザインする、いわば「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現を図ることで、共に支え合うまちを目指します。

2 計画の基本目標

本市における高齢化率は全国平均を大きく上回り、医療・介護双方のニーズが高い85歳以上人口が急増すると見込まれており、中長期的な介護ニーズの状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要です。

大きな課題となっている特別養護老人ホームの入所待機者問題の解消に努め、必要なサービスと担い手を確保するなど介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じ安心して自分らしい生活を送ることができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指します。

3 計画の体系

基本理念

健康で安心して暮らせるまちづくり

基本目標

地域包括ケアシステムの深化・推進

施策

1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

2 日常生活を支援する体制の整備

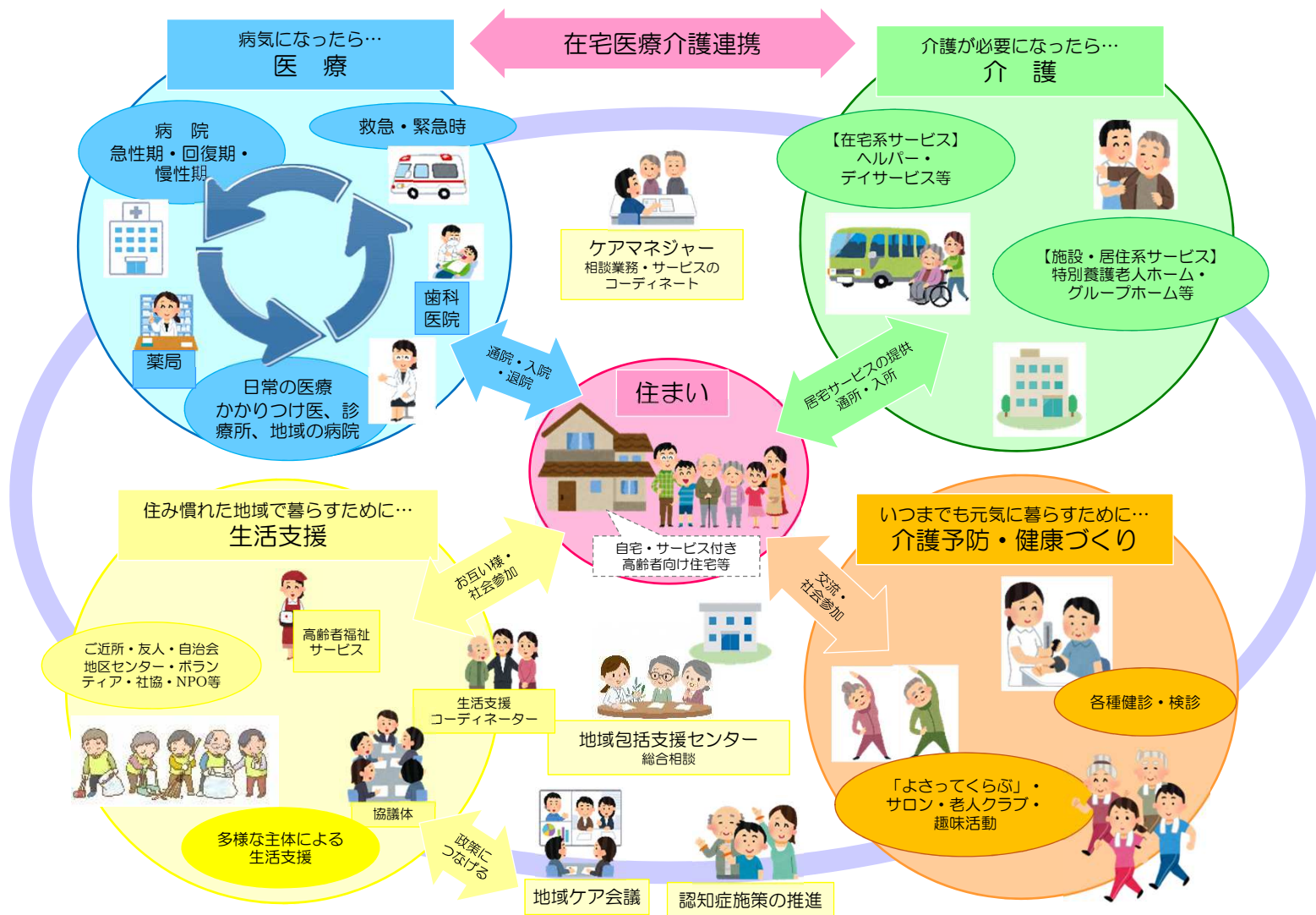
3 在宅医療・介護連携の推進

4 認知症施策の推進

5 介護給付等対象サービスの充実・強化

6 災害・感染症対策に係る体制整備

奥州市が目指す地域包括ケアシステムの姿



1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

1 高齢者の健康づくりの取組

- (1)各種健（検）診受診率の向上
- (2)生活習慣病予防や重症化予防、認知症予防に向けた普及啓発の推進
- (3)口腔機能の維持向上対策
- (4)高齢者の自殺対策

2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組

- (1)地域の健康課題の把握、関係団体との連携
- (2)フレイル（虚弱）予防への取組
- (3)通いの場等への積極的な支援

3 介護予防に関する普及啓発・通いの場の充実

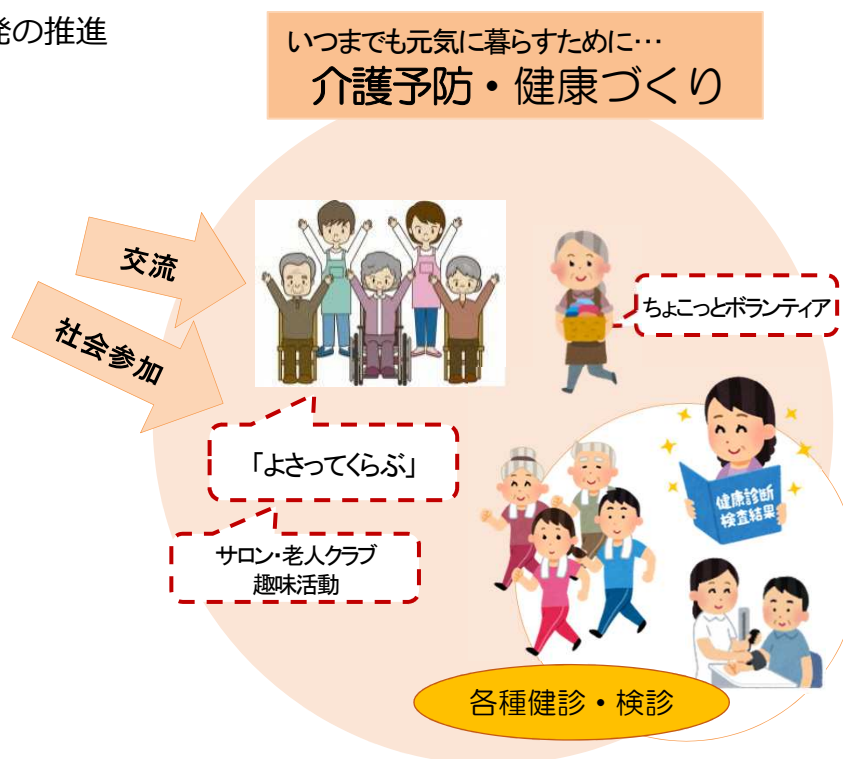
- (1)介護予防に関する普及啓発
- (2)通いの場の充実

4 高齢者の自立支援に資する取組の推進

- (1)リハビリテーション専門職と連携した介護予防の推進
- (2)自立支援型地域ケア会議の開催

5 高齢者の社会参加の促進

- (1)地域における社会参加の支援
- (2)生きがい活動の支援
- (3)敬老事業への参加支援
- (4)ボランティア活動、就労的活動の支援
- (5)高齢者の社会参加に資する活動への支援



2 日常生活を支援する体制の整備

複雑化・複合化した課題に対して、関係機関と連携した支援体制を整備していく必要があります。さらに、地域の課題を把握し、住民や関係機関と共有しながら地域づくりを進めていきます。

1 地域共生社会の実現に向けた取組

- (1) 包括的な支援体制の構築
- (2) 共生型サービスの理解促進

2 共に支え合う地域づくりの推進

- (1) 地域ケア会議の充実
- (2) 社会資源の活用促進と多様な主体による多様なサービスの充実
- (3) 日常生活を支える担い手の育成

3 地域包括支援センターによる総合支援

- (1) 総合相談支援
- (2) 権利擁護支援
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (4) 介護予防支援・介護予防マネジメント

4 介護に取り組む家族等への支援の充実

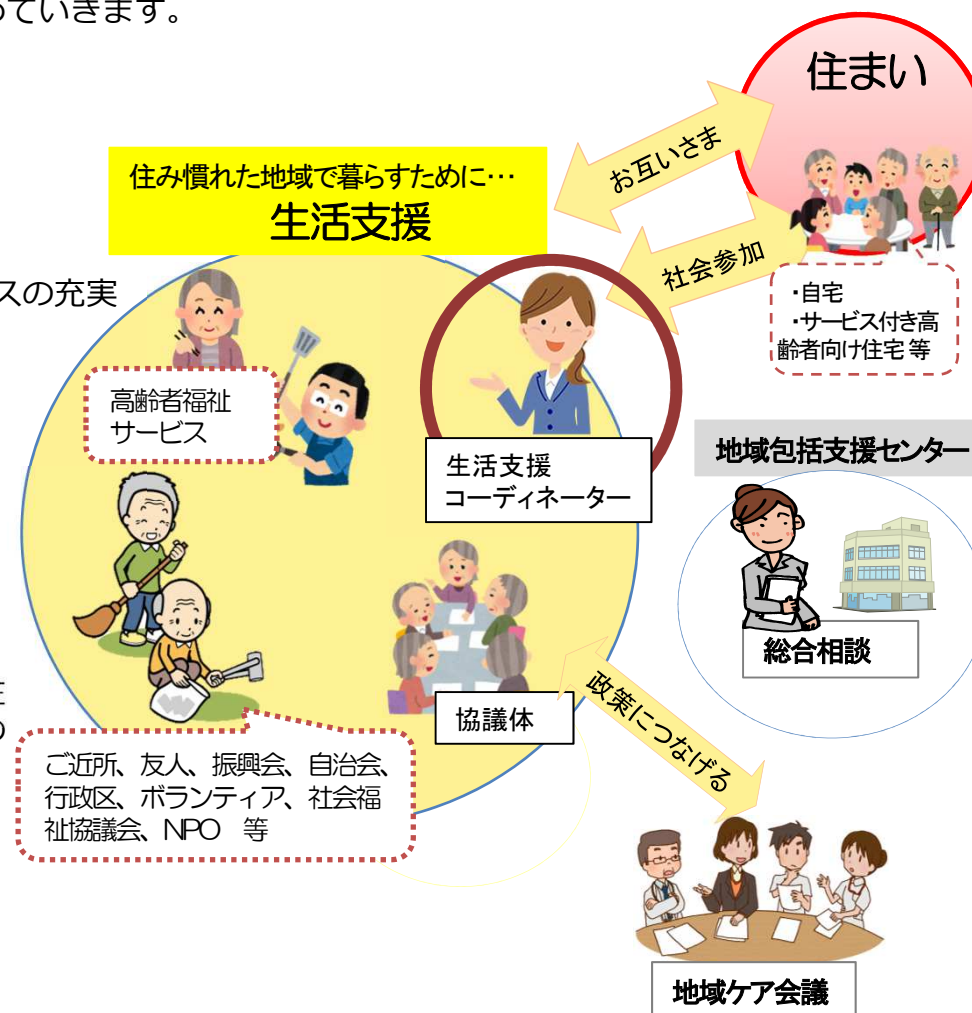
・各種高齢者福祉事業、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業、ヤングケアラーの早期発見と支援の充実など

5 権利擁護の支援

- (1) 高齢者虐待防止に向けた体制整備
- (2) 高齢者虐待への対応
- (3) 成年後見制度の利用促進

6 高齢者の住まいの安定的な確保

地域共生社会の実現に向けた住まいと生活の一体的な支援



3 在宅医療・介護連携の推進

1 医療と介護関係者の連携体制の充実

医療や介護専門職の方々からの連携に関する相談に基づき、課題を解決するための連携会議や多職種研修会、事例検討会等の開催を支援し、医療・介護関係者の顔の見える関係をつくり、多職種連携体制の強化に努めます。また、MCS※の活用を推進し、日常の療養支援や入退院時における在宅医療・介護関係者の情報共有の効率化を図り、連携を強化します。

多職種連携を推進し、本人が望む在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた取組みを行います。

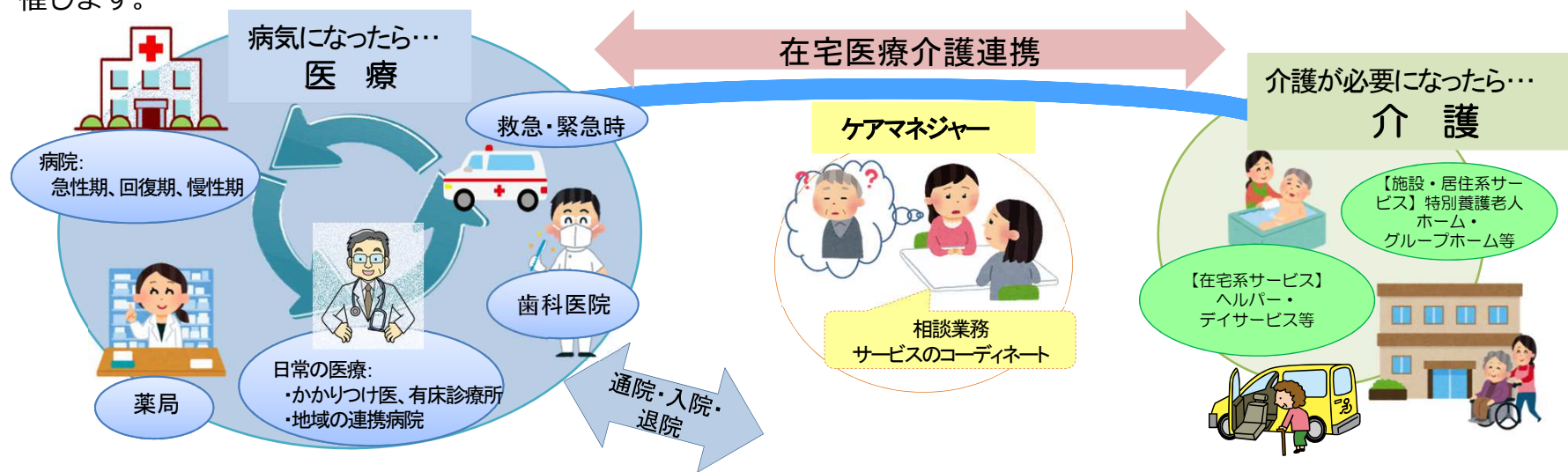
※MCS（メディカル・ケア・ステーション）…医療介護専用の完全非公開型SNSを活用した、多職種連携のためのコミュニケーションツール

2 地域住民が多様な選択を行うための普及啓発の推進

ご自身の希望する療養場所や、終末期の延命治療などについて考える機会とするため、医療と介護のおきがる講座やわたしの生き方ノート勉強会の出前講座を幅広い世代の方々を対象に積極的に行います。

3 在宅医療・介護専門職からの連携に関する相談・支援の充実

医療や介護の連携に関する相談窓口として、奥州市在宅医療介護連携拠点の周知に努めます。また、医療・介護関係者の連携を進めるために必要な取組みの内容と方向性について協議し共通認識を図るため、奥州市在宅医療介護連携推進協議会を開催します。



4 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って地域で暮らし続けることができるように「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行）」に基づき、誰もが認知症の正しい知識と認知症の人についての正しい理解を深める普及・啓発や、相談支援体制の整備、認知症の人とその家族への支援、認知症の人が安心して暮らし続けることができるまちづくり等の認知症施策を推進していきます。

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発

- (1)認知症サポーター養成講座の開催とキャラバンメイトの活動支援
- (2)認知症ケアパスの活用促進

2 認知症に関する相談支援体制づくり

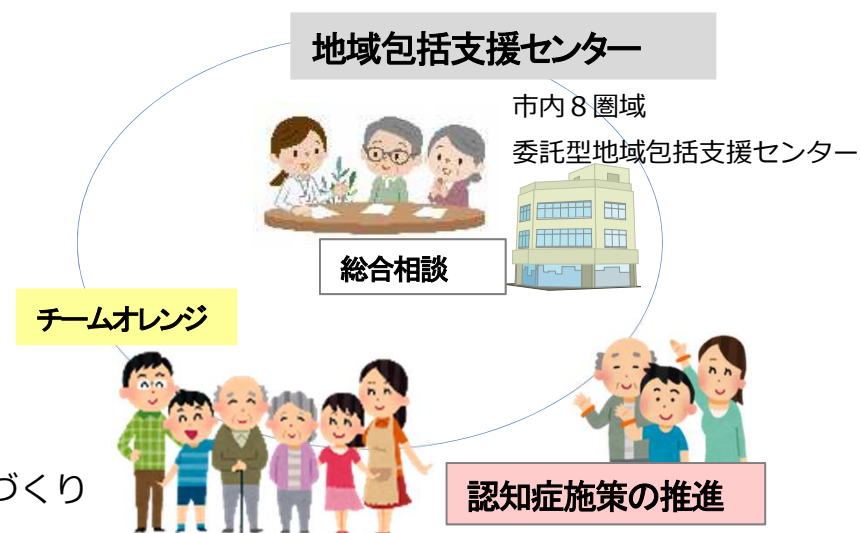
- (1)認知症地域支援推進員の活動の推進
- (2)認知症初期集中支援の実施及びチームの運営

3 認知症の人とその家族への支援

- (1)認知症カフェの開催
- (2)若年性認知症の人への支援
- (3)認知症の人の発信支援

4 認知症の人が安心して暮らし続けることができるまちづくり

- (1)見守りネットワークの充実
- (2)「認知症になっても安心まちづくり連絡会」の開催
- (3)チームオレンジの体制づくりと活動支援



5 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 在宅生活継続への支援

要介護者等が、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスを始めとする地域の実情に応じた居宅サービスの充実を図り、効果的・効率的な介護給付のためのサービス提供体制の確立に努めます。

2 サービス提供基盤整備の推進等

家庭環境や身体状況などの事情により在宅生活が難しい要介護認定者等が施設サービス等を利用することができるよう、介護ニーズの状況に応じたサービス基盤の整備を計画的に進めます。

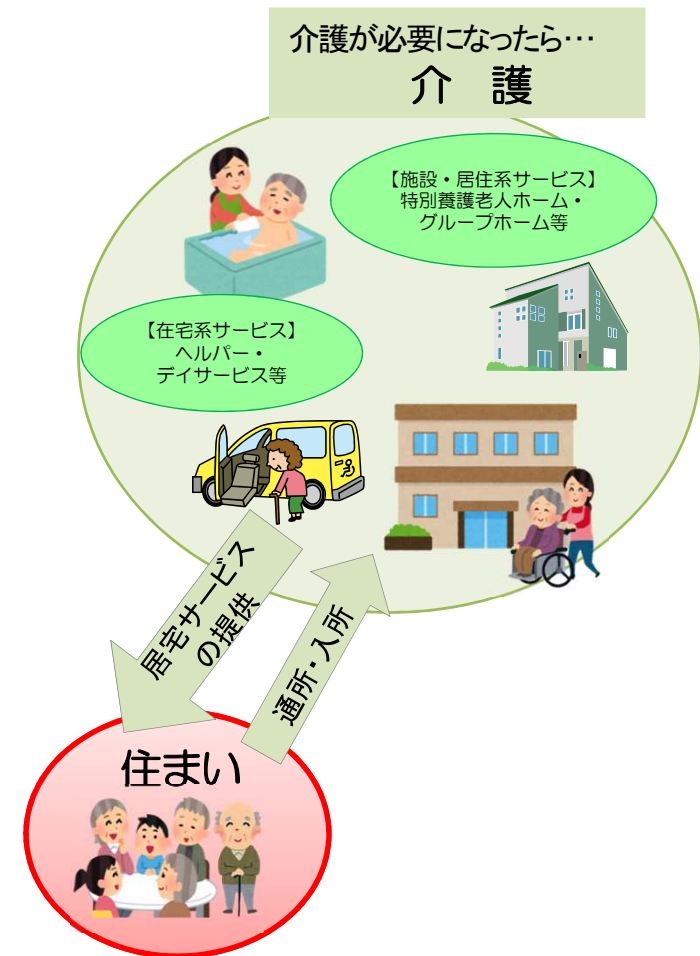
3 介護人材の確保及び資質の向上

適正なサービスを継続して提供するため、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保に向け、介護職員の育成や就業、定着の支援を行います。

4 各種サービス情報の発信と活用促進

サービス事業所の所在地や事業内容、サービス内容、人員体制などの情報を、市ホームページなどを活用し周知を図るとともに、「奥州市医療・介護資源情報提供サービス」を活用し、積極的に情報発信を行います。

また、自治体や事業所で分散している利用者に関する介護情報について、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤の整備について検討します。



6 災害・感染症対策に係る体制整備

介護サービス事業所が策定する防災・避難計画の策定状況や避難訓練の実施状況、感染症対策マニュアルの策定状況を確認することで体制の向上を図り、整備強化に努めます。

1 防災力向上への取組

(1) 各種防災・避難計画の確認による対応体制の充実・向上

介護サービス事業所が策定する防災・避難計画について、定期的にその内容を確認し、状況に応じた修正を加えることで、災害発生時における対応体制の充実・向上を図ります。

(2) 避難訓練の実施による対応能力の向上

介護サービス事業所が実施する避難訓練について、災害等を想定して事前に訓練を行うことは、防災に対する意識を高めるとともに、実際の災害に対しての適切な対応に繋がることから、定期的な避難訓練の実施について啓発を図ります。

2 感染症への対応体制強化の取組

既存の感染症に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症にも対応した体制を構築するため、全ての介護サービス事業所に対して「感染症対策マニュアル」の策定を指導し、感染症対応の体制整備を進めます。

第5章 サービス基盤整備

(1) 介護老人福祉施設等への入所待機者の推移

令和5年4月1日現在における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の入所申込者は554人となっており、令和2年4月時点と比べて31人の増となっています。

また、在宅での待機者は237人であり、そのうち早期入所が必要な人は119人となっています。

(2) 早期に解消すべき介護老人福祉施設等の整備必要数

令和5年4月1日現在、介護老人福祉施設への早期入所必要者数は119人ですが、令和5年度において短期入所生活介護から介護老人福祉施設へのサービス転換により、30人が入所予定であることから、令和5年度における介護老人福祉施設等の早期入所必要者数は89人になります。この89人に、医療からの追加的需要による介護施設への移行者29人、介護離職解消のための施設整備必要者数32人を加えた150人が、早急に解消すべき特別養護老人ホーム入所待機者と見込まれます。

(3) 介護老人福祉施設の整備計画数

将来的には、待機者数の増加も予想されますが、令和4年から令和5年では待機者数が減少するなど、予測が難しい状況であることから、第9期計画期間では、令和5年度の在宅待機者数の237人を整備計画上限数として設定しました。

●介護老人福祉施設等入所待機者数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所申込者数	523人	559人	603人	554人
うち在宅待機者数	199人	219人	266人	237人
うち早期入所が必要な人	126人	151人	213人	119人

●早期に解消すべき介護老人福祉施設等の整備必要数

内 容	人 数
介護老人福祉施設等への早期入所必要者数（A）	119人
令和6年4月時点までのサービス転換により解消が見込まれる待機者数（B）	30人
医療からの追加的需要者数（C）	29人
介護離職解消のための施設整備必要者数（D）	32人
介護老人福祉施設整備必要数 （F）＝（A）－（B）＋（C）＋（D）	150人

(4) 第9期におけるサービス基盤の整備計画

第9期計画期間における、本市の各サービス基盤の整備計画は下記の通りです。

この整備計画は、事業者への施設整備意向調査を基に作成しています。

第8期に引き続き、各介護サービスの支援や重症化防止策、介護人材育成などによる人材確保を推進し、待機者解消に向けて取り組みます。

●第9期におけるサービス基盤の整備計画

・施設整備の内容（特別養護老人ホーム）

サービス区分	定員等	年度	備考 (整備地域、整備内容)
特別養護老人ホーム	6人	6	江刺、既存施設の転換（増床）
特別養護老人ホーム	10人	6	胆沢、既存施設の転換（増床）
地域密着型特別養護老人ホーム	△29人	6	胆沢、既存施設の転換（広域型へ）
特別養護老人ホーム	39人	6	胆沢、既存施設の転換（新規指定）
特別養護老人ホーム	60人	7	水沢、創設（新築）
特別養護老人ホーム	75人	8	水沢、創設（新築）
特別養護老人ホーム	60人	8	江刺 創設（新築）
特別養護老人ホーム	30人	8	前沢 移転改築（増床）
地域密着型特別養護老人ホーム	△20人	8	前沢 移転改築（広域型へ）
合 計	231人		広域型：280人 地域密着型：△49人

令和6年度26人、令和7年度60人、令和8年度145人の整備

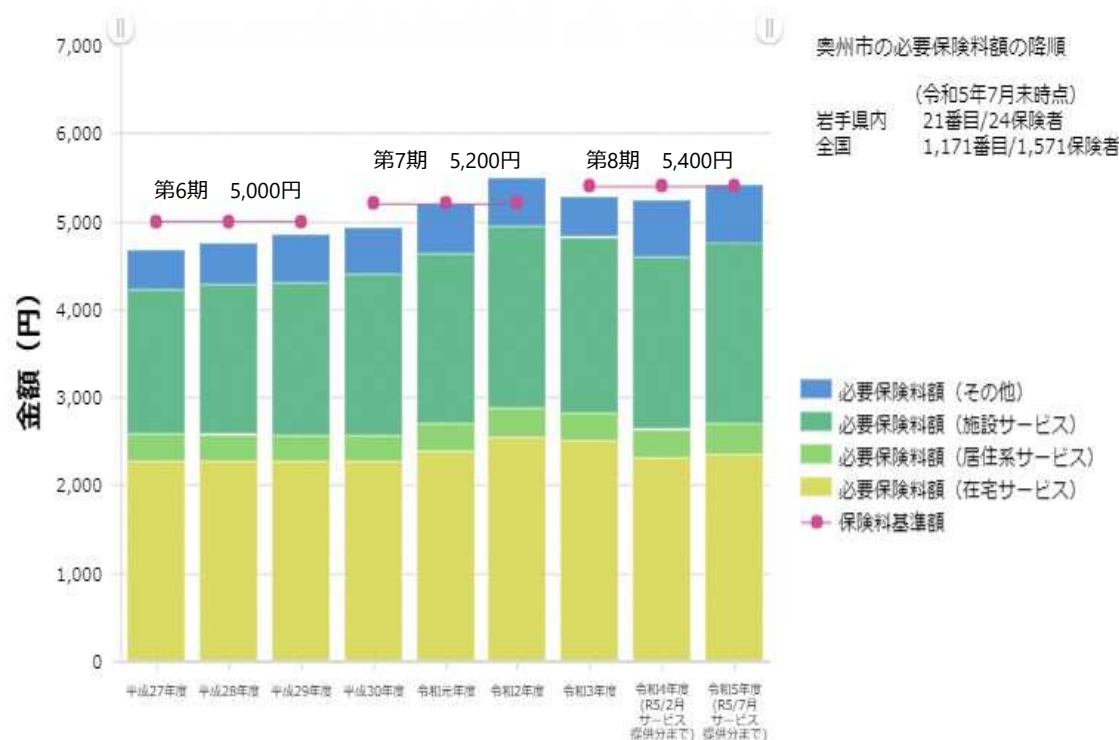
・施設整備の内容（特別養護老人ホーム以外）

サービス区分	定員等	年度	備考 (整備地域、整備内容)
短期入所生活介護	△6人	6	江刺、既存施設の転換（特養へ）
短期入所生活介護	△10人	6	胆沢、既存施設の転換（特養へ）
短期入所生活介護	△10人	6	胆沢、既存施設の転換（特養へ）
短期入所生活介護	15人	8	水沢、創設（新築）
短期入所生活介護	10人	8	前沢、既存施設の転換
小 計	△1人		
認知症対応型共同生活介護	9人	7	水沢、既存施設の転換
認知症対応型共同生活介護	9人	7	前沢、増築（増床）
小 計	18人		
有料老人ホーム	△10人	7	水沢、既存施設の転換
合 計	7人		

令和6年度△26人、7年度8人、令和8年度25人の整備

第6章 介護保険事業費と介護保険料の見込み

奥州市の保険料額の推移



介護保険見える化システムより

第7期（平成30年度から令和2年度）の様な形が理想。

第8期では、新型コロナウイルスの流行による施設の受入中止や利用控え、さらには資材等の高騰による施設整備の延期などにより保険給付費が計画を下回った。

第8期介護保険料 基準額(R3.4.1現在)

NO	保険者名	第8期 保険料 (円)	保険料の 設定段階
	全国	6,014	
	県平均	6,119	
1	西和賀町	8,100	10段階
2	岩泉町	6,900	9段階
3	田野畑村	6,700	9段階
4	矢巾町	6,500	10段階
5	雫石町	6,500	9段階
6	盛岡北部行政事務組合	6,500	9段階
7	紫波町	6,484	9段階
8	住田町	6,300	9段階
9	大槌町	6,200	9段階
10	盛岡市	6,174	11段階
11	一関地区広域行政組合	6,166	11段階
12	久慈広域連合	6,160	9段階
13	宮古市	6,150	9段階
14	二戸地区広域行政事務組合	6,066	9段階
15	北上市	6,050	11段階
16	滝沢市	6,030	9段階
17	陸前高田市	6,000	9段階
18	花巻市	5,750	11段階
19	山田町	5,600	9段階
20	遠野市	5,425	9段階
21	奥州市	5,400	11段階
22	釜石市	5,325	9段階
23	大船渡市	5,280	9段階
24	金ケ崎町	5,100	10段階

(1) 保険料基準月額

第1号被保険者の負担額は、標準給付見込額と地域支援事業費見込額の23%と財政調整交付金相当額約5%の合計から、補正後の財政調整交付金見込額を減じて算出します。

また、第1号被保険者の保険料は、法令などに基づく負担分を上回って収納された場合、介護給付費や地域支援事業費の財源に不足が生じたときに充てるための介護給付費準備基金として積み立てています。

第8期では、新型コロナウイルスのまん延により、サービスの受入中止や利用控え、さらには物価高騰による施設整備の延期などがありました。そのため、第8期で取崩す予定の介護給付費準備基金の取崩しはありませんでした。

第9期では第8期で取崩し予定であった5億円を、令和5年度末介護給付費準備基金保有見込額11億円から取り崩すことで保険料の調整に充填します。

令和6年度から令和8年度までの基準月額は5,400円となります。

介護給付費総見込額	(A)	37,331,147,000	円
地域支援事業費見込額	(B)	2,039,589,000	円
第1号被保険者負担分	$(C) = (A) + (B) \times 23\%$	9,055,269,280	円
調整交付金相当額	$(D) = (A) \times \text{約}5\%$	1,927,244,945	円
調整交付金見込額	$(E) = (A) \times \text{調整交付金見込割合}$	2,815,732,000	円
保険者努力支援交付金等	(F)	117,201,000	円
介護給付費準備基金	(G)	500,000,000	円
保険料収納必要額	$(H) = (C) + (D) - (E) - (F) - (G)$	7,549,581,225	円
被保険者数	(I)	117,373	人
予定保険料収納率	(J)	99	%
保険料基準年額	$(K) \div (H) \div (I) \div (J)$	64,800	円
保険料基準月額	$(L) = (K) \div 12\text{月}$	5,400	円

(2) 所得段階別保険料の設定と考え方

第8期では、低所得者の負担軽減と所得金額に応じた保険料とするため、国基準の9段階ではなく、多段階設定（弾力化）とし第11段階の保険料設定としてきました。

第9期で国が示した基準では、従来の奥州市が採用してきた設定を上回る低所得者への軽減措置が取られた内容となっており、低所得者への負担はより軽く、所得のある方の設定がより細かな設定となっているため、国基準の13段階を採用します。

所得段階	対象者	保険料率		1人当たり 年間保険料	参考 (第8期)
		第9期	第8期		
第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護被保護者 ・境界層（当該段階が適用されれば被保護者にならない。以下同じ。）の人 ・市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.455	0.500	29,400円	32,400円
第2段階	・市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の人 ・境界層の人	0.685	0.700	44,300円	45,300円
第3段階	・市町村民税世帯非課税で、第1段階から第2段階までに該当しない人・境界層の人	0.690	0.750	44,700円	48,600円
第4段階	・市町村民税世帯課税・本人非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 ・境界層の人	0.90	0.90	58,300円	58,300円
第5段階 (基準額)	・市町村民税世帯課税・本人非課税で、第4段階に該当しない人・境界層の人	1.00	1.00	64,800円	64,800円
第6段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人・境界層の人	1.20	1.20	77,700円	77,700円
第7段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人・境界層の人	1.30	1.30	84,200円	84,200円
第8段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人・境界層の人	1.50	1.50	97,200円	97,200円
第9段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人・境界層の人	1.70	1.60 320万以上 500万未満	110,100円	103,600円
第10段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人・境界層の人	1.90		123,100円	
第11段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人・境界層の人	2.10	1.80 500万以上 1000万未満	136,000円	116,600円
第12段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人・境界層の人	2.30		149,000円	
第13段階	・市町村民税本人課税で、合計所得金額が720万円以上の人	2.40	2.00 1000万以上	155,500円	129,600円

(3) 低所得者層の保険料軽減措置

第1段階から第3段階の対象者に対し、低所得者への保険料軽減措置を適用し、国、県及び市の公費により差額を負担します。

●低所得者層の保険料軽減措置

(上段：保険料額、下段：負担割合)

	軽減前	軽減後	軽減内容
第1段階	29,400円	18,400円	△11,000円
	0.455	0.285	△0.17
第2段階	44,300円	31,400円	△12,900円
	0.685	0.485	△0.20
第3段階	44,700円	44,300円	△400円
	0.690	0.685	△0.005

※軽減分については、国(1/2)、県(1/4)及び市(1/4)が公費負担